

20020016

平成14年度 厚生労働科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業

社会福祉士実習受入組織における実習指導者の  
質の向上と経済的・地域的貢献に関する研究

平成14年度 総合研究報告書

平成15(2003)年5月

社団法人 日本社会福祉士会  
(主任研究者 横山 豊治)

## はじめに

本報告書は、平成14年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業の交付を受けて行った「社会福祉士実習受入組織における実習指導者の質の向上と経済的・地域的貢献に関する研究」の研究結果をまとめたものである。

社会福祉士及び介護福祉士法が制定されて15年余りが経過し、2003年1月末で社会福祉士の有資格者（登録者）数は38,367名となったが、そのうちの14,496名で組織されているのが社団法人日本社会福祉士会であり、ソーシャルワーカーの団体としてはわが国最大の組織となっている。

本研究は、この日本社会福祉士会によって組織された「質的実習指導研究会」により行われたが、日本社会福祉士会がこの研究事業に着手したのは次のような背景と目的によるものである。

### 本研究会設置の背景と目的

厚生労働省の「福祉サービスの質に関する検討会」が2001年3月にまとめた『福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書』では、より良い福祉サービスの水準確保のために「社会福祉における人材の質の向上」が重要であるとして、特に「適切な実習生の受け入れ」という事項が福祉サービス提供機関による地域貢献の基準として評価対象に位置づけられた。

社会福祉士については2000年度より養成カリキュラムの一部改正が行われ、「社会福祉援助技術現場実習」（以下、現場実習）から「社会福祉援助技術現場実習指導」が科目として分離独立するなど、実習指導の強化がなされた。

しかしこれまでのところ、実習生を受け入れる施設・機関（以下、実習受入組織）で指導にあたる職員（以下、実習指導者）の資質を担保し、適切な実習指導を保障するような施策は講じられておらず、実習指導者に求められるコンピテンシー（力量）の修得に関する認定なども特に行われていない。

また、2000年より社会福祉事業法から改正された社会福祉法で特に重視されることとなった「福祉サービス利用者の権利擁護」と実習受入組織の地域貢献等を踏まえた現場実習のあり方については十分な検討がなされていない。

社会福祉士養成の実習指導者の資質向上に関連する先行研究としては、日本社会福祉士会実習指導者養成研究会（2000～2002年度社会福祉・医療事業団助成「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業」）の取り組みがある。

こうした認識に立ち、福祉サービス利用者の満足や権利擁護を視座とした現場実習とはどのような構造であるのかを明らかにしながら、その構造下における実習指導者のコンピテンシーを実際の実習指導者を対象とした質的研究法（事例調査）により解析し、福祉人材育成にとって重要な実習指導者の質の向上が、福祉サービス利用者の権利擁護と自立促進にも寄与し、地域社会への貢献や経済的効果をもたらし得るということを明らかにする目的で日本社会福祉士会に「質的実習指導研究会」を設置し、本研究を行うこととなった。

## 研究組織と研究活動の経過

研究組織は次のメンバーによって構成されている。

【研究課題名】「社会福祉士実習受入組織における実習指導者の質の向上と経済的・地域的貢献に関する研究」

【研究期間】2002年4月1日～2003年3月31日（1年間）

【研究組織】主任研究者 横山 豊治（日本社会福祉士会理事・新潟医療福祉大学専任講師）

分担研究者 小嶋 章吾（大正大学専任講師）

後藤 隆（日本社会事業大学大学院助教授）

高山 直樹（東洋大学助教授）

高山由美子（日本社会福祉士会企画課長）

津田 耕一（関西福祉科学大学助教授）

原田 正樹（東京国際大学助教授）

宮嶋 淳（日本社会福祉士会企画課員）

矢野 聡（日本大学法学部教授）

\* 分担研究者名は五十音順。所属・職名は平成14年度現在。

研究活動の実施経過は次の通りである。

5月23日 打合せ

6月8日 第1回研究会

7月14日 第2回研究会

9月1日 第3回研究会

10月27日 第4回研究会

12月1日 第5回研究会

1月26日 第6回研究会

実習指導者へのインタビュー調査を実施

（日本社会福祉士会会員9名を対象に）

3月9日 都道府県実習指導担当者研究協議会（実習指導者養成研究会と共同開催）

本研究では上記の研究課題を達成するために、①社会福祉士養成の現場実習における実習指導者に関する施策の動向 ②実習指導の地域的・経済的貢献 ③関連職種・他職種を含めた現場実習における実習指導の理論と実際 ④実習指導コンピテンシーに関する聞き取り調査—というように分担研究課題を設定し、メンバー間で分担、共同しながら研究活動を行った。

しかし当初、研究課題の大きさを考慮し、複数年での研究活動を想定してその第一段階として取り組みながら、政策科学推進事業として2ヵ年目の研究費補助金申請が採択に至らなかったため、結果的に1ヵ年のみの活動で研究組織を解散することとなった。

そのため、全般的に分担研究結果の相互関連性が十分に吟味されていなかったり、今後の関連研究の進展にその解明を託すような課題提起に留まっていたりする部分が多く残った感が否めない。社会福祉士養成における実習指導者のコンピテンシーとその向上策、さらには質的向上の成果などをめぐる研究が本研究に続いて活発に展開されることを願うものである。

平成15年3月

(社)日本社会福祉士会質的実習指導研究会  
委員長 横山 豊治（新潟医療福祉大学）

# 目 次

## はじめに

### I. 総括研究報告

社会福祉士実習受入組織における実習指導者の質の向上と 経済的・地域的貢献に関する研究	1
主任研究者 横山 豊治 社団法人日本社会福祉士会	

### II. 分担研究報告

第1章 社会福祉士実習における「実習指導」の施策の動向	13
第1節 社会福祉士養成施策における実習受入組織と実習指導者の位置づけ	13
横山豊治	
第2節 社会福祉士実習施策の特徴と課題	17
横山豊治	
第2章 社会福祉士実習の構造と「貢献」の概念	26
第1節 社会福祉士実習に対する「貢献」の概念	26
宮嶋 淳	
第2節 実習指導の「地域的貢献」	38
高山由美子・原田正樹・津田耕一	
第3節 実習指導における経済・経営的效果	48
矢野 聡	
第3章 現場実習における実習指導の理論と実際	60
第1節 わが国の社会福祉従事者養成における「現場実習」	60
宮嶋 淳	
第2節 わが国の対人援助職の養成教育における「実習指導」の理論と実際	69
小嶋章吾	
第4章 インタビュー・データに基づく 実習指導者像とコンピテンシー	87
第1節 インタビュー・データに基づく「日本社会福祉士会役員等」の 社会福祉士実習および実習指導者像の分析	87
後藤 隆	
第2節 インタビュー・データに基づく実習受入組織の「管理職」の 社会福祉士実習にかかる視点の分析	96
宮嶋 淳	

## おわりに

# I . 総括研究報告

## 社会福祉士実習受入組織における実習指導者の質の向上と 経済的・地域的貢献に関する研究

主任研究者 横山 豊治 社団法人日本社会福祉士会

### 第1章 研究の概要

#### 第1節 研究の概要

##### 1. 研究の背景

平成13年3月23日「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」がとりまとめられ、社会福祉における人材の質の向上が、社会福祉サービスの質の向上にかかる基準の1つとされた。また、社会福祉法の理念に基づく利用者等への相談援助の質的向上の促進にかかる視座から、その担い手である社会福祉士に関するコンピテンシーの向上をめざして、社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの改正（平成11年11月11日）がなされ、国家試験に関する出題基準等が公表されるに至っている。残された社会福祉士養成にかかる大きな課題の1つに、科目「社会福祉援助技術現場実習」の強化および充実があり、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習（以下「社会福祉士実習」という。）を受け入れる組織（以下「実習受入組織」という。）における指導の質が一つの極として問われている。

次に、本研究が求められる研究上の背景を簡潔に述べれば、次の通りとなる。

社会福祉士及び介護福祉士法制定により社会福祉士制度が誕生した当初より、社会福祉援助技術現場実習に関する教育側からの研究が進められており、教育側が中心となって作成した実習指導のあり方に関するテキストも出版されてい

る<sup>1)</sup>。また、国外の実習指導に関する文献についても翻訳が進んでいる<sup>2)</sup>。こうした研究の成果は、現場実習を取り巻く構図のうち、教育側から見た問題点と解決すべき課題を明確にしてきた。また、教育側と現場側との両者に対する量的調査が行われるに至っている<sup>3)</sup>。

しかしながら、現場実習を受け入れる側からの研究、とりわけ実習生を直接指導する実習指導者の側からの研究は、社会福祉・医療事業団の助成を受けて実施された社団法人日本社会福祉士会の研究より他にない<sup>4)</sup>。さらに、現場実習は、実習生・利用者・実習受入組織・教育機関を取り巻き、構造化されているにもかかわらず、この構造に着目した研究は見あたらない。

##### 2. 研究の目的

本研究では、実習受入組織に所属する実習指導者の質にかかわる力量（コンピテンシー）の向上が、わが国の社会福祉サービスを担う人材の育成にとって欠かせず、「利用者の権利擁護と自立支援の促進」「地域社会への貢献と経済的効果」等をもたらすことを、質的量的両面にわたる調査を行い、実習指導者の力量（コンピテンシー）が社会福祉士実習という場面における直接的間接的並びに重層的な貢献をもたらすことを明らかにすることを目的とするものである。

本研究では、社団法人日本社会福祉士会が2000年度から取り組んできた「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業」による研究成果を基

礎的な先行研究と位置づけ、そこでみる社会福祉士実習を取り巻く構図とそこで作用する力動を構造的に明らかにすることを第一の視点とした。その上で、関連する領域－保育・看護・介護・介護等体験－における実習指導の実際にも焦点をあて、本研究の課題である社会福祉士実習との比較が可能な基軸を模索した。そして、第三に実習指導者の力量（コンピテンシー）等にかかるインタビュー調査を実施し、社会福祉士実習にかかる「利用者・実習生・職員・経営者・地域社会」の満足と権利擁護に欠かせない諸要素を明らかにした。さらに、実習指導にかかる諸課題を抽出し、とくに社団法人日本社会福祉士会の役員等や実習受入組織において経営側に立つ者が期待する社会福祉士実習について、インタビュー記録を分析し、その視点をリスト化することとした。

今後、本研究の妥当性を確認していくためには、本研究で到達して提示したリストを用いて、さらに多面的多重的な研究を実施し、実習指導者の内に形成される実習指導コンピテンシーを測定する尺度を開発するとともに、社会福祉士実習の構造下にある「利用者・実習生・職員・経営者・地域社会」に対する量的な調査を実施する必要がある。

そのような手順で研究を進めることにより、実習指導の質的な変化－実習指導者のコンピテンシーの向上－と社会福祉士実習を取り巻く構造的な特性－「負担感の軽減」と「経済的・地域的貢献」－を2軸として分析することにより、社会福祉士実習における指導の質の向上を明らかにすることができると思われる。

### 3. 研究の方法

本研究の研究母体は、社会福祉士で構成する我が国唯一の全国組織である。構成員である社会福祉士の力量の向上は、社会福祉士への社会的要請であり、第三者側から記述すれば「社会的な期待」であると認識することができる。同

会は、その「社会的な期待」に答えて、個々の構成員が自己責任に基づいて取り組む独自の生涯研修制度（基礎・共通・専門の各課程で構成）を構築している。その専門分野別研修として「実習指導者養成研修」プログラムがあり、同研修課程は、実習指導者の負担感の軽減と現場実習における問題の解決に起点を置くものであり、実習指導コンピテンシーの養成とその評価を本質的に包含している。したがって、この研修課程を受講する前後におけるコンピテンシーを測定することにより、研修プログラムの効果が測定できるという面がある。このような研究事業の取り組みに着目し、同研究事業において構築された研修プログラムを受講した者の力量（コンピテンシー）を測定するという方向性を持ち、その測定のための焦点を見出すことから研究を開始した。

そのための礎を築く組織として「質的実習指導研究会」を設置し、分担研究課題による研究を進めることとした。すなわち、後述する柱立てのような、①実習指導施策に関する研究、②実習指導理論に関する研究、③実習指導システム構築に関する研究、④実習指導の経済的効果に関する研究、⑤実習指導コンピテンシーの質的研究、である。なお、分担研究においても、共通認識と共通基盤を確認していくため、社会福祉士実習にかかるリーダー的存在に対するインタビュー調査においては、共通質問項目と各分担研究者がそれぞれの視点から必要とする質問－個別質問項目－を設けて質問し、各分担研究における素材の収集をインタビューという手法により直接に行っている。

### 第2節 研究の結果と考察

ここでは、分担研究を行った課題ごとに、それぞれの分担研究者が指摘している研究成果のポイントを集約的に列記することとする。

## 1. 社会福祉士実習施策の特徴と課題

ここでは、社会福祉士実習を取り巻く諸施策を概観し、実習受入組織の視点から特徴と課題を抽出する。

### ①社会福祉士一般養成施設と大学との不整合

厚生労働省の各種法令通知は「指定科目」の指定以外は専ら社会福祉士一般養成施設に関する規程であり、大学に関しては直接規定していないという大きな相違がある。

個々別々に社会福祉士一般養成施設と大学から同一の施設・機関に学生が実習生として送り込まれ、実習受入組織で各々の「社会福祉士実習生」を受け入れ、同質の指導が求められるというケースが多々ありながら、このような制度上の不整合の結果、一般養成施設に対しては承諾書や実習指導者の個人調書も含めた各種書類・資料の提出を要し、大学に対してはそれをしないで済むという事務的な煩雑さや不合理が生じている。

### ②不十分な実習指導者の指導能力「担保」

実習指導者については、昭和62年厚生省令第50号の規程があり、社会福祉士資格制度施行当初においては、本来の資格要件を備えた指導者の確保が困難であるとの配慮から、平成13年度までの経過措置も講じられていた。そこでは「相談援助業務の経験」が必須とされているが、実習指導の力量（コンピテンシー）が十分に担保されるのかという問題点を指摘せざるを得ない。つまり、社会福祉士は社会福祉士になるための教育を受けているものの、社会福祉士になろうとする者を育成・指導する「実習指導法」といえるような技能を現在の社会福祉士養成教育の中で習得できるカリキュラムにはなっていない。例えば、学校教育の教員養成（教職課程）においては、実習教育の歴史が長いこともあって、実習生の指導にあたる現場の教員側に実習経験がないという事態は見受けられない。また、

看護師養成においては厚生労働省の局長通知、課長通知で実習指導者の要件として「厚生省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずる」研修の受講を求めている。そうした力量を担保する研修等の仕組みとして、2000年度から2002年度にかけて、社会福祉・医療事業団（長寿社会福祉基金）の助成を受け、日本社会福祉士会が「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業」に取り組み、社会福祉士実習の受け入れ側で指導にあたる者向けの研修プログラムを開発し、2003年度から同会の生涯研修制度の専門分野別研修として研修プログラムを提供できる体制を構築した。この基盤構築事業に厚生労働省の外郭団体から経済的な支援を得られたことは、社会福祉士養成における現場実習指導者の資質向上策の立案に間接的ながら公的な期待がかけられたものといえる。しかし、こうした研修の受講を実習受入組織の実習指導者に制度上義務づけたり、奨励したりするような施策はまだ講じられていない。

### ③実習指導者の指導に対する財政的支援の未確立

単純に財政面と職員の労務負担のみを重視すれば、実習生の指導は「不採算業務」とみられ、それを理由に受け入れが拒まれる可能性が絶えず存在する。同時に、近年の社会福祉士養成校の著しい増加により、実習先の確保に迫られる養成校と、日常業務で多忙な福祉施設という関係の中では、「実習謝礼」の多寡を受け入れ交渉の条件にされる素地も生じるのである。実習指導にかかる受け入れ組織のコストに関する詳細な調査研究がさらに進められ、費用の授受の実態も含めて明らかにされたうえで、それに基づいて社会福祉士養成上重要な位置を占める実習指導の現場に対して適切な財政的支援策が講じられることが期待される。



## 2. 社会福祉士実習の構造と「貢献」の概念

ここでは、第一に社会福祉士実習の構造について、先行研究をもとに分析し、社会福祉士実習における実習指導の「貢献」を類型化した。第二に社会福祉士実習の構造化における実習指導の「貢献」類型の内、「地域的貢献」について検討を加えた。第三に「実習謝金」あるいは「実習指導料」にかかる調査から、今後の「実習指導料」のあり方を検討し、その上で実習指導の「経済的貢献」の特性を明らかにした。

### ①社会福祉士実習に対する「貢献」の概念

社会福祉士実習の構造にかかる視点として、第一に社会福祉士実習を取り巻く構造を明らかにする。第二に第一にみる構造に内包される実習指導の構造を明らかにする。第三に「実習指導」の概念上の範疇と類型、をそれぞれ整理した上で、本研究の研究課題を「社会福祉士実習受入組織における『実習指導』」に限定して検討した。

また、実習指導コンピテンシーの機能にかかる「貢献」については、少なくとも社会福祉援助技術の実践時における「暗黙知」等の構造にかかる「貢献」と社会福祉援助技術として言語化できる技術や技能を総合的に判断することができる構造があり、その両者にかかるコンピテンシー測定のための尺度を持たなければ、客観的な指摘を十分になすことができない。

その結果から理解できることは、検討すべき主体間の相互作用が、多面的重層的に生起することである。そこでの相互作用が生起するかぎり、構造的側面から検討すべき相互作用上の「貢献」が認められる。

実習指導のコンピテンシー機能にかかる「貢献」の視点に関して、前記したような要件に該当する研究は希れであり、未だ実践の側に視点を充てた本研究の研究課題にかかる基礎的研究を進める段階にある。

### ②実習指導のコンピテンシーと「解決すべき課題」の類型

日本社会福祉士会の実習指導者養成研究会が同会の会員である実習指導者の「負担感」を軽減するという視点から抽出した、実習指導者の質的向上を図るための「解決すべき課題」にかかる実習指導のコンピテンシーは、それぞれ固有の機能を持ち、実習指導の構造下における各々の構造に対して、固有の相互作用関係を形成している可能性がある。具体的には、第一に実習指導者の「解決すべき課題」にかかる実習指導のコンピテンシーを向上させることが直接的相互作用関係を形成することとなる「実習生」と実習指導者が所属している「実習受入組織」とに関して、多くの項目で影響を与える可能性がある。

### ③ソーシャルワークの機能と「貢献」

社会福祉士がわが国における国家資格を有し、ソーシャルワークを担う専門職であるとするれば、ソーシャルワークの機能に留意することは重要なことである。その意味において、ソーシャルワークの機能にかかる「貢献」を明かにするためには、第一に「ソーシャルワークの定義」における機能、第二に「ソーシャルワーク実践の枠組み」について、とくにソーシャルワーク実践の展開過程ごとにおける機能、第三に「ソーシャルワーク」にかかる諸学説における機能を確認しておく必要がある。その構造を用いて、ソーシャルワークの機能を明確にし、ソーシャルワークの機能がどのような対象に貢献するのかを明確にしていくことで、ソーシャルワーク実習における貢献を明らかにする一つの素材とすることができる。

### ④社会福祉士実習にかかる実習指導の構造上の「貢献」類型

実習指導の「貢献（コントリビューション）」の類型は、社会福祉士実習の構造や実習指導の構造から、対をなす関係が構築された場合に相互作用が生じ、そこに「貢献」が生じる。そこ

で生起する「貢献」を類別すると、「経済的貢献」「社会的貢献」「福祉的貢献」「地域的貢献」「その他の貢献」となる。また、本研究で着目した、日本社会福祉士会の実習指導者養成研究会が把握した現場における実習指導の実態や「負担感の軽減」に寄与できるソーシャルワークにおけるコンピテンシーを特定し、かつトロント大学のCBE“Social work proction evaluation of Social work praactice Competency elenente”（ソーシャルワーク実践のコンピテンシーに関する実習評価項目）から抽出した実習指導のコンピテンシーを類型化すると、「スーパービジョン」「マネジメント」「プログラミング」「伝達」「その他」が抽出できる。

#### ⑤実習受入組織の「使用者責任」の視点

昨今の動向として、実習生がセクシュアル・ハラスメントの被害に合う事例は、表面化していないが現象的に出現している。そのため、養成校等では、その防止のための相談窓口等を設け、実習指導者を養成する職能団体である日本社会福祉士会では、会員に対する研修の機会を通して「実習生の権利擁護」という覚書の普及を啓発している。このことは、より広い意味に置き換えた場合においても、現場の職員に対する「セクシュアル・ハラスメントの防止」を意識化させ、防止体制を整えることは「社会的貢献」の一つとして掲げることが有意であると考ええる。

### 3. 実習指導の「地域的貢献」

国が推進している福祉サービスの第三者評価の基準（2001年3月23日「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」の1つとして、評価分類「Ⅱ-2 福祉人材の育成」の項目「Ⅱ-2-(1) 実習生の受け入れが適切に行われている」に着目する。第二に、市町村で展開される地域型実習が今後、推進されていくことを見据えて、地域型実習にかかる教育側か

らの期待と実際を素材として、実習指導の「地域的貢献」にかかる「貢献」コードについての考察を行うことが重要である。

#### ①実習指導の「地域的貢献」における福祉サービス第三者評価の視点

「実習生の受け入れが適切に行われている」ことが、福祉サービスの質を評価する一つの指標として活用されようとしている事実注目するならば、そのことの意義を明確にしていく必要がある。それは、実習生の受け入れ体制が整備されていることによって、福祉サービス提供機関・組織は「地域的貢献」として何を生み出しうるのかということをはっきりとすることでもある。

#### ②「地域的貢献」の可能性

実習指導のコンピテンシーによる「地域的貢献」は、実習生の受け入れ体制の確立が実習生のみ還元されるものではなく、福祉サービスの質的評価の対象となるシステムとして構築される。このことは、福祉サービス提供機関・組織の存在意義を内側からではなく、外側から問うことになる。

そして、実習指導者の位置づけを含めた実習生の受け入れ体制の整備を地域との関係においてとらえ、受け入れ体制の確立をとおして、福祉サービス提供機関・組織が地域的貢献を担うことを明らかにしていくことの意義は大きく、また福祉サービス提供機関・組織が地域における資源として有効に機能するためにも不可欠の要素となる。

福祉サービス提供機関・組織における実習生の受け入れの負担感を軽減するためにコンピテンシーを獲得し、そのことが生み出す成果や効果が「地域的貢献」に連動することを明らかにしていくことによって、さらに実習生受け入れの「負担感の軽減」として、循環することが期待される。

#### ③地域型実習にかかる教育側からの期待と実際より高い教育的貢献を発揮するためには、そ

それぞれの養成校等の力量が伴わなければならない。そのためにも「教育的貢献」を評価できる指標が必要である。また、いずれにせよ実習受入組織が「教育的貢献」として果たしている効果をきちんと評価できることは、実習生・養成校等・実習受入組織の三者にとって重要なことである。

これらのことも含めて、実習指導者が実習生の把握に努めても、その実習生が所属している養成校等の教育方針まで理解していることは少ない。実際に多数の養成校等からの実習生を受け入れている場合、そこまで期待することは現実的ではないかもしれない。

このような関係性は属人的なインフォーマルな側面が強いほど濃いものになっていくことを念頭におけば、システムとして普遍化していくことが課題であり、実習マネジメントのコンピテンシーにかかる課題として認識していくことが必要となる。施設全体の管理運営としてのマネジメントと実習マネジメントがどのような構造および機能を持っていて、異なるのかは別の研究で検討されることを期待したい。

一つのまとめとして、「教育的貢献」の質を高めていくシステムを構築していく上では、この実習指導者と実習担当教員の関係性と組織間の共通理解、そして社会的基盤の整備という三階層から見ていかななくてはならない。

#### ④地域型実習による「地域的貢献」へのアプローチ

在宅介護支援の現場などフィールドとした地域型の社会福祉士実習による学びは、施設力内での実習に比べて実習生自身により主体的に考え行動する力を付与することにつながるものと期待できる。その期待の前提として、事前学習は相当入念に行っておかなければならない。その意味においては、養成校等における実習教育システムをその課題と対応させて相当程度、整備していくことが求められる。例えば、不測の事態に備え、あらゆるケースに対するマニュアル

ルを作るのも一つの方策であろうが、それ以上に学生自身がその場に依じて臨機応変に対応できるよう、判断力と行動力を発揮できるようその能力を引き出すことが求められる。

## 4. 実習指導における経済・経営的效果

ここでの着眼点は、ともすれば遅れがちであった実習指導について経済的效果に関する分析を試みることによって、現場実習に対する新たな価値及び役割を提唱しようとするものである。

### ①社会福祉士養成校の経済的效果

養成校自体の費用対効果に関する結論は、社会福祉士受験資格取得を主な目標とする養成校が求める目標と、この上にさらに専門職として必要な要件の取得を要求するものとの、2つに大別されるということになる。

### ②実習受入組織の経済・経営的效果

社会福祉士実習を受け入れる側の経済的效果は、比較的明瞭である。実習に必要な時間及び労働力から余分な価値規範（実習の実施による「内部教育」、「地域貢献」、「経営理念の自己実現」等）をすべて取り除けば、実習受け入れによって得られた収入>または=実習指導に要した労働力、という形が成立する。

実習という項目が社会福祉法人の日常業務の中で「当然」とされれば、その事項に対応した新たな人員や予算の計上を行わなければならない。たとえば、地域の社会資源の活用と日常業務の補填のため、社会福祉施設、機関とボランティアやNPOとの共働は今や欠かせないものとなっている。このための予算計上と担当人員の確保については、地域貢献と施設経営、また施設PRの観点からも重要である。

費用対効果で考えれば、養成校の実習受け入れを行う施設・機関では、現場で実習の指導を行う職員の業務に関連する人件費が「謝礼」という名の実習費の総額によってまかなわれればよい。

実習受入側の考え方は、現状として、過渡的な動きを見て取ることができ、実習費をコスト換算して合理的金額を提示すべき時期だ、という考え方と、実習は施設・機関の公共的責務であってあくまで好意的に行うべきであり謝礼や金額にこだわるべきではない、という考え方のぶつかり合いがある。

措置から介護保険及び支援費支給制度の転換に際して、もはや実習指導及びマニュアル作成にかかる必要経費は自らの施設で調達しなければいけないという事実、施設側全体としても漠然と気づきつつあるといえる。したがって、質の高い指導を行う用意があるほど、実習指導には経費が伴うことを実習指導の側の経営者、職員のみならず、養成校側、実習を受ける学生の側も早く認識すべきである。

このようにコスト面にかかる判断が明確にされるならば、実習受入組織における社会福祉士実習において、引き続き重要と思われる要素は、現在のところ組織的な実習取り組みの体制整備の度合いよりもむしろ力量のある実習指導員が存在しているかどうかという点になる。したがって、現場実習における有能な実習指導者の確保という観点は経済的にもきわめて重要であるが、同時に彼らもその能力を発揮するための費用面からの裏付けも必要になってくる。

### ③実習指導者と実習指導料

先述のように「実習謝礼」と称する実質的実習指導料が合理的根拠で実習受け入れ先に収入項目の一つとして計上されることが望ましい。経理上の処理に係るものである。実習費項目は明瞭に区分し、収入は雑収入の中で明確に位置づけ、さらに支出については、実習指導者の人件費及び教材費等として、その用途を明瞭かつ適正に取り決める必要がある。

施設スタッフの人件費及び教材その他の「原価計算」さえ明瞭であれば、熱意があり、評価の高い施設・機関において実習指導は大きな収入源になりうる可能性を秘めているのである。

また、年次計画を策定し、担当部課によって年間受け入れ窓口を設置し、さらに施設の許容量や実習指導のスタッフの供給量を計算すれば、収入の見込みは容易に設定できる。

このように「原価計算」できれば、実習受入組織における実習指導者の位置づけを、①当該施設・機関の現場職員が、専任として日常業務を行う傍ら、実習時のみ実習指導を行うもの。②当該施設・機関の現場職員が、専任非常勤として実習時に実習指導を行うもの。③当該施設・機関の実習担当専門の職員が、まんべんなく実習生を受け入れて指導を行うもの、のように類型化しておくことが重要となる。

そして、実習パフォーマンスの重視という着眼点による附加価値を求めていくことにより、「実習指導料」に見合った内容を受け入れ側で応えていくためには、実習の前提となる知識、実習のプロセス、結果評価等が総合的に理解できるマニュアルを持ったテキストブックの準備が必要となる。その上でこそ、現場実習とテキストによって、実習費徴収価格に均衡した実習内容が計られることが必要がある。

### ④結論と提言

実習内容及び費用の検討、分析は緒についたばかりであり、今後の継続的かつ本格的な研究が待たれる。さしあたっての提言として、次の諸点に留意しておきたい。

- 1) 実習受入組織における実習指導者の身分の規定を明瞭にすること。少なくともソーシャルワーク実習を含む、高度な内容の実習が要求される4年制大学以上の実習生に対する実習指導者は、基本的には社会福祉士の有資格者がマンツーマンで行う、という規定を全国的に確認する。
- 2) 「実習謝礼」という名称を変更し、「実習指導料」に改める。
- 3) 実習生に対し、実習受け入れ施設・機関ではっきりしたマニュアルを含むテキストブックを作る（「実習指導料」に見合っ

た対価としてふさわしい内容が求められる)。

- 4) 実習受け入れを情報公開や第三者評価の一環と位置づけ、多くの養成校や実習生が申し込むような施設・機関のサービス供給を目指す。
- 5) 以上の結果を踏まえたさらに詳細な研究が、今後必要である。

## 5. 関連領域における「実習」の体系とシステム

ここでは関連領域における「実習」の体系とシステムについて、社会福祉士実習と比較検討していく上で基軸となる諸点について整理した。

### ①教員養成課程における「教育実習」

教員養成課程で必修化された「介護等の体験」を行う施設と社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習を受け入れる組織を比較してみると、前者には位置づけられていないが後者には位置づけがある実習を受け入れる組織がある。

### ②保育士養成課程における「保育実習」

保育士実習では、どの児童福祉施設等を選び、その配当単位数にかかる権限や保育実習の時期、1回に派遣する実習生の数、毎学年度始めにおける計画を明らかにすることなどが国の通知で示されている。そして、「第3 実習施設の選定等」において、「実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいこと」として、「資格を有する職員その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設」のうちから選定するように努めることとされている。さらに、指定保育士養成施設における実習指導者と実習施設における実習指導者が「相互に緊密な連絡をとり、保育実習の効果を十分発揮するように努める」ことが求められている。

保育士実習は、実習を段階論で捉えるという

観点が用いられており、社会福祉士実習の考え方とは異なることが認められる。20日間を5単位と数える方式についても、社会福祉士実習を単位として読みかえていく場合と比較して、吟味が必要であろう。

また、注目すべきは、保育士試験の筆記試験科目に「保育実習理論」があり、実技試験科目に「保育実習実技」があることである。保育士の実習にかかる理論が資格試験という仕組みに組み込まれていることになる。「保育士実習」は、保育士試験に反映されており、この手続きにおいても、社会福祉士現場実習の位置づけとの差異を認めることができる。

### ③看護実習教育の理論と実際

介護士の養成においては、「適切な実習指導者」が制度上厳密に規定されており、実習施設で「適切な実習指導者」が確保できない場合には、看護師養成校から実習指導者を派遣することすら求められている。

国の通知で受講が求められている実習指導者講習会の規定からわかることは、①実習指導者養成が国家的事業とされ、看護師養成にあたる実習指導者の質的保証が重視されていること、②教育原理、教育心理、教育方法、教育評価など教員養成課程にも匹敵するような科目設定がされ、一般的な教育的力量の習得が重視されていること、③看護論の科目設定に見られるように、実習指導者に看護学の基本を再学習させることが重視されていること、④看護教育課程の科目設定に見られるように、看護師養成所の教員とならんで看護師養成課程の教育者の一員としての力量習得が重視されていること、⑤実習指導に関する科目設定に見られるように、実習指導論あるいは実習指導者論といった、実習指導固有の力量習得が重視されていること、等を指摘することができる。特に、②④⑤の教育的力量の形成について見ると、一般的な教育的力量→看護師養成課程固有の教育的力量→実習指導固有の教育的力量といった3段階で考えられ

ている。

先行研究によれば、実習指導者に求められる資質とは、①看護師としての基本的な実践能力があること、②教育者及び研究者としての能力があること、③自己啓発の努力を惜しまないこと、④専門職業人としての人格や感性を備えていること、の4点があげられる。

#### ④介護福祉実習教育の理論と実際

介護福祉士養成を目的とした介護福祉実習教育の特徴は、①施設介護実習と在宅介護実習を区別していること、②養成施設内での講義、演習、学校内実習の進度に応じて、介護実習を3段階に分けて実施するよう明示していること、③随所に実習指導者の具体的な指導内容が明示されていること、に注目しておきたい。社会福祉士現場実習では、施設と在宅での区別がされていない、養成施設での教育進度と実習時期との関係は明示されていない上、実習指導者の役割が明示されていない、といったように、介護実習との違いを認めることができる。

## 6. インタビュー・データに基づく実習指導者像とコンピテンシー

ここでは、同一のインタビュー・データを用いて2つの分析手法により、それぞれの結論を見出したので、その結論をそれぞれ考察する。(インタビュー・データは9件。)

#### ①日本社会福祉士会の役員等の社会福祉士実習および実習指導者像の分析

ここでは、データ分析の概観を裏づけるために、形態素解析を適用する。形態素解析とは、テキスト・データに分ち書き処理を施し、単語の出現頻度等を分析する自然言語処理技法である。この方法により、回答量の多い質問ポイントについての鍵概念抽出してみると、実習の「アセスメント」「評価|標準」「プログラム」「思い|伝える|マニュアル」「明文化」と、いわば実習プログラムのフォーマライズに関するもの、「実習専任者」「人の|配置など」「専従

者」と、「実習専任(従)者」に関わるもの、そして「実習生からの批判」「どういうふうに見える」「双方向の視点」「フィードバック」と、実習生とのコミュニケーションに関わるもの、「2週間」など「期間」に関わるものである。

また、これらに次いで、「スーパービジョン」に関わるもの、「一つのケース|線|流れで」、「体系的」、「インテーク|から|モニタリングまで」と、実習内容のいわば「つながり」に関するものもみられた。

実習指導者に関わるものとしては、「オリエンテーション」「実習懇談会」「学校懇談会」「反省会」と、実習開始から終了までの集合的な打ち合わせに関わるもの、「4週間」など実習期間に関わるもの、「ケース記録」「プライバシー」「了解」と、実習生によるケース記録参照や面接参加に伴うプライバシー問題に関わるもの、「実習ノート」「実習中気付いたこと|書いて置いていく」と、実習記録に関わるもの、「マニュアル」「カリキュラム」「プログラム」「スキルシート」「評価票」と、実習内容、評価のフォーマライズに関わるもの、「学生変化|表情」「学生|意見|職員|返す」と、実習生とのコミュニケーションに関わるもの、「事務処理|ギブアンドテイク」と、作業補助に関わるもの、「電話|聞く」「まず|見せる」「質問|ない|教えないよ」「自分で|考えられる|場所|の|提供」「現場紹介者」と、実習のいわば実地訓練的性格に関わるものが抽出できた。

注目すべきは、これらセンテンス・グループの中で、内容上、対照的な位置関係を読み取れることである。それは、実習内容、評価のフォーマライズに関わるもの-実習の実地訓練的性格に関わるもの、実習生とのコミュニケーションに関わるもの-作業補助に関わるものの2軸である。

また、実習記録に関わるセンテンス・グループについては、実習記録に記される「ものの見

方]、「視線の置き方」等チェックポイントやプライバシー問題に関わるセンテンス・グループについて、どのような場合にケース記録を見せるか等判断のアイデアが各々で示されるなど、ある程度関連説明の深化がみられる。

## ②実習受入組織の「管理職」による社会福祉士実習にかかる視点の分析

ここでの分析はKJ法を用いており、インタビュー記録の一つ一つをグルーピングし、グループに名義を与え、整理していく中から得られた解釈を伴うものである。そして、第一にインタビュー項目を整理し、解釈を行う中から得られた「考慮すべき視点」を列記し、第二にそれらの枠組みを再構成し、全体として何が「期待されているのか」をリスト化した。一つの特徴として、教育の側は、福祉教育／実習指導／職場研修を理論的に分化させようとしており、現

場の側は、分化させると業務上の効率／効果が低下すると認識している面がある。したがって、研修や実習、職員の教育を担当する担当者を決め、そのような担当者がある場合、その担当者による「実習」「研修」「教育」が一貫した対応になるよう配慮している。

本研究における到達点の一つとして示した本リストは、「管理職」から「期待される」実習にかかる質的評価項目を検討していくための一定の視点を提示するものである。このような視点を項目化し整理したリストを一つの試案と位置づけ、今後の研究を進めることに十分な意義を見出すことができる。

「管理職から期待される実習にかかるリスト(第一次試案)」は、次のような構造により整理している。

大項目	：	(ア)～(ク)	：	生起する関係
中項目	：	1)～8)	：	チェックする主項目
小項目	：	□	：	主項目にかかる視点
細項目	：	○	：	主項目にかかる視点の具体的要点
細細目	：	・	：	具体的要点をチェックするための選択肢

ここにリスト化した項目により、現場実習における実習指導を評価した場合において、評価が高い(高得点が得られる)学生・養成校等・その他の関係者で構成された現場実習は、実習受入組織の管理職からの期待に応えることができる内容を担保しているといえることができる。したがって、管理者等経営の側に立つ者への貢献度を測る尺度として、このリストの内容や構成について科学的な検討を重ね、活用可能な尺度を開発していくことは、一つの「福祉的貢献」になりうる。

「貢献」の視点からみた実習指導における「解決すべき課題」と日本社会福祉士会が構築した研修カリキュラムを科目上で検討してみる

と、具体的なコンピテンシーの評価基準として、通信課程におけるレポート課題の提出や集合研修課程におけるテスト、及び実習生を受け入れた実践を記録するポートフォリオ評価などが想定されている。このような研修カリキュラム構築の理論と手法は、一定の普遍化がなされているものが採用されているものの、採用された理論と手法にかかる活用方法が的確に活用されているのか否かに関する判断は、今度の課題の1つである。

## 注

- 1) 日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会『新社会福祉施設〔現場実習〕指導マニュアル』(全国社会福祉協議会), 1996年7月, 宮田和朋他編『三訂社会福祉実習(第3版)』(中央法理), 2002年4月, 福井和女, 米本秀仁編著『社会福祉士援助技術現場実習指導・現場実習』(ミネルヴァ書房) 2002年2月.
- 2) M. ドゥエル他著／中野敏子他監訳『社会福祉実習をどう教えるか～英国の実習指導者のためのテキスト』(誠信書房), 1999年11月.
- 3) 「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」研究会, 『社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する調査研究報告書』, 2002年3月.
- 4) 日本社会福祉士会実習指導者養成研究会『実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2001年度研究事業報告書』, 2002年3月.



## II . 分 担 研 究 報 告

# 第1章 社会福祉士実習における「実習指導」の施策の動向

## 第1節 社会福祉士養成施策における実習受入組織と実習指導者の位置づけ

### 1. 社会福祉士実習の根拠法令

1987年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法（以下、社会福祉士法と略す）に基づいて1988年4月から社会福祉士養成が開始され、1年後の1989年3月に実施された第一回社会福祉士国家試験（以下、国家試験と記す）によって初めて社会福祉士が誕生した。

介護福祉士と並んで社会福祉分野での初めての国家資格となったこの社会福祉士は、第一回国家試験合格者が180人（合格率17.4%）に過ぎなかったが、1995年実施の第7回目以降、合格率が25～30%で推移するようになり、養成機関の増加を受けて受験者が年々増加し、毎年数千人から一万人程度が合格するようになった。（最新の第15回合格者は10,501名）

この社会福祉士養成に関する根拠法令は社会福祉士及び介護福祉士法であり、養成課程において現場実習を行う法的根拠も同法第7条にある。

第7条は国家試験の受験資格を規定しており、社会福祉士養成の根幹をなす条項といえる。どのような教育課程を修了（見込みを含む）した者に国家試験の受験資格が付与されるかを定めており、そこに規定された11項目のいずれかに該当しなければ受験できないことになっているからである。

社会福祉士養成は、この11項目のいずれかに則って行われているが、輩出する合格者数の実績からみて実際に養成の中核をなしているのは第1項に対応する「指定科目を備えた大学」と、第3項に対応する「厚生労働大臣指定の社会福祉士一般養成施設（以下、一般養成施設と略す）」であるといえる<sup>1)</sup>。

前者は「学校教育法に基づく4年制大学で厚生労働大臣の定める『指定科目』を修めて卒業した者」を輩出するルートであり、後者は学校教育法上の「学校」であるかどうかに関わらず厚生労働省令の指定規則に従って指定された社会福祉士養成のための施設である。

後者は社会福祉士法の制定に伴って制度化された養成施設であり、社会福祉士養成の公的施策を最も直接的に反映する養成コースだが、それと歴史的背景も存立要件もまったく異なる学校教育法上の「大学」でも、「指定科目の履修による卒業」で、同じ国家試験受験資格を付与するしくみになっているところに社会福祉士養成施策の大きな特徴があり、後述する課題もある。

そして現場実習に関する制度上の根拠は、「指定科目」を規定している「昭和62年厚生省告示第200号『社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目』」にある。この告示の中に、「社会福祉原論」「老人福祉論」などと並んで「社会福祉援助技術現場実習」が列挙されており、1999年の改正によってそこに「社会福祉援助技術現場実習指導」が追加されて実習関係科目は2科目となった。

この告示では指定科目の名称が示されているだけで、各科目の内容など具体的な要件は一切示されておらず、その先の制度的な規定は大学に対しては特段設けられていないが、他方、一般養成施設に対しては厚生労働大臣指定を行う規則「昭和62年厚生省令第50号」すなわち「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」で別途詳細に設けられているほか、さらに具体的な運用基準として「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領」（昭和63年

1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知)

が示されている。ここで現場実習に関する施策は大学と一般養成施設との間に大きな対応の違いを見せることになるのである。

## 2. 社会福祉士実習に関する諸規程

一般養成施設に求められていながら、大学には制度上求められていない事柄を、特に「社会福祉援助技術現場実習」(以下「現場実習」という。)の実習受入組織とそこでの実習指導者に関連する部分に絞って列挙すると次の通りである。

### 【実習受入組織と実習指導者に関する規程 ～一般養成施設の場合～】

#### 〈実習先に関する規程〉

- ①指定した種別の施設、事業でなければならない。(昭和62年厚生省告示第203号より) →39施設・6事業を指定(他に「現場実習を行うのに適当な市町村」も可)
- ②現場実習の必要な学生数の5分の1以上にあたる数の実習先を確保しなければならない。(昭和62年厚生省令第50号より) →一般養成施設として厚生労働大臣指定を受けようとする際に、申請書に「実習先となる施設の名称、所在地、設置者(法人)名、設置年月日、実習用設備の概要」等を記載しておかねばならず、次の書類が添付されていなければならない。
  - ・実習施設の設置者の承諾書
  - ・実習施設における実習用設備の概要
  - ・実習計画(→当該実習施設との連携の下に定めること：厚生省社会局長通知)
  - ・実習施設に関する都道府県知事の意見書(実習施設としての適否)
- \*福祉事務所等行政機関については不要
- ③実習施設は、実習担当教員による週1回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存していなければならない。(昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知より)
- ④実習施設のリストは毎年の提出が義務付けられている厚生労働大臣あての「社会福祉士養成施設等報告書」の中で前年度分を記載しなければならない。(昭和62年厚生省令第50号、平成12年3月31日社援第830号厚生省社会・援護局長通知より)
- ⑤適当な実習指導者の指導が行われなければならない。(昭和62年厚生省令第50号より)

#### 〈実習指導者に関する規程〉

- ①実習指導者は次のいずれかの要件に該当する者でなければならない。(昭和62年厚生省令第50号より)
  - ア 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者
  - イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第1号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者
  - ウ ア、イと同等以上の知識及び経験のある者
- ②一般養成施設として厚生労働大臣の指定を受けようとする際に、申請書の実習施設欄に「実習指導者名」を記載するとともに、各実習指導者ごとに「実習指導者に関する調書」を添付

しなければならない。(昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知より、資料参照)

「実習指導者に関する調書」の記載事項(一部抜粋)

- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日(年齢)
- ・従事している業務内容
- ・最終学歴(学部・学科・専攻)
- ・教育歴・職歴
- ・資格・免許(取得機関・取得年月日)

③実習施設の実習指導者は毎年度の提出が義務付けられている厚生労働大臣あての「社会福祉士養成施設等報告書」の中で前年度分を記載しなければならない。(昭和62年厚生省令第50号、平成12年3月31日社援第830号厚生省社会・援護局長通知より)→実習指導者の異動や退職等により、後任者に交代するような場合には、報告書の「新任者」「退任者」の欄に氏名、異動内容(年月日)・理由、資格名等を記載して報告するとともに、新任者分の「実習指導者に関する調書」を作成し、添付しなければならない。

#### 〈都道府県知事の意見書に関する規程〉

一般養成施設が実習先として申請する施設については、施設側の承諾書に加えて、「都道府県知事の意見書」が必要となる。(政令指定都市・中核市においてはその市長より)この意見書には「当該施設がその業務の運営状況等に照らして実習施設として適当であるかどうかを判断するため」という理由で「適否」を記載することになっているが、厚生省社会局長・児童家庭局長通知にその判断材料として次ような例示がなされている。(昭和63年2月12日社庶第27号より)

- ①入所者及び利用者に対する処遇状況
- ②職員の研修状況
- ③施設の地域への開放状況
- ④研修生等の受け入れ状況
- ⑤法人及び施設の運営状況(過去3年以内の施設監査、法人監査での文書指摘、火災等の事故等施設管理についての不祥事などの有無と内容、改善状況を勘案)

#### 〈実習費に関する規程〉

実習費に関しては、特にそのための規程を設けて学生からの徴収や実習先への支払い等の規則が定められているというわけではなく、具体的な金額も公に示されていないが、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領」の「社会福祉士養成施設等指導要領」の中に「入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと」という一文がある。ここでいう「実習費」とは、前後の文脈からみて一般養成施設が学生から徴収する費用の一部のことを指しているとみられ、養成校が実習教育を行うには他の講義・演習科目と異なる費用が別途必要になるという認識が示されているものの、実習先において学生に対して行われた実習指導への「指導料」や「謝金」に相当する金銭の授受に係るような記述はなく、実際には多くの養成校と実習施設との間で授受されている「実習